

気象庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成13年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成13年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

・気象庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。気象庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

・気象庁が達成すべき目標

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

[具体的な目標]

- ・気象等の注警報区域の細分化を設定する府県予報区数を40とする。
- ・台風の強度予報の期間を48時間先まで延長する。
- ・ウィンドプロファイラによる時間的かつ空間的に高密度な高層風の監視を25箇所を開始する。

- ・都道府県等との連携により、47都道府県から震度データを入力し、震度情報の発表対象市町村数を約3000とする。
- ・火山監視・情報センターを4箇所に新設し、20火山における関係機関データの利用を図る。
- ・都道府県等との連携により、防災情報提供装置を接続する都道府県数を45にする。
- ・空港気象観測システムを14空港に整備する。
- ・航空気象に係る雷予報図の提供を開始する。
- ・低高度（5000メートル未満）火山灰情報の提供を開始する。

2．気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術を導入し、気象の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発を計画的に推進する。

[具体的な目標]

- ・全球数値予報モデルを改善し、5日先の予測精度を5年後に12年度における4日先の精度まで向上させる。
- ・アルゴ計画において、関係機関と連携し平均1000km程度のスケールでアルゴフローを展開することにより、海洋の実況情報の提供を開始する。

3．気象業務に関する国際協力の推進について

国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。

[具体的な目標]

- ・アジア太平洋諸国の関係気象機関に提供する台風の強度予報を48時間先まで延長する。
- ・全球気象通信の地域中枢として新たな通信手段による情報提供を外国の6気象機関に対して行う。

4．気象情報の利用促進等について

気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・民間において利用可能な気象情報の提供を400MB / 日にする。